

## 第16号議案

### 非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 概要

東京都人事委員会勧告を踏まえ、東京都地域保健事業連絡協議会にて医師の出務時の日額報酬が改定されたことに伴い、非常勤職員に係る報酬の上限額を見直す。

#### 2 改正内容

項目	改正後	改正前
月額	630,000円	609,000円
日額	30,000円	29,000円
時間額	10,000円	9,700円

#### 3 施行日

令和8年4月1日

非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後				改正前			
○非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例 昭和31年12月26日条例第29号				○非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例 昭和31年12月26日条例第29号			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
	勤務態様	支給単位	額		勤務態様	支給単位	額
勤務場所の定めがある場合	日を単位とする勤務	日	30,000円	勤務場所の定めがある場合	日を単位とする勤務	日	29,000円
	日または時間を単位としない勤務	月	630,000円		日または時間を単位としない勤務	月	609,000円
	時間を単位とする勤務	時間	10,000円			時間を単位とする勤務	時間
勤務場所の定めがない場合で、日または時間を単位としない勤務		月	630,000円	勤務場所の定めがない場合で、日または時間を単位としない勤務		月	609,000円
付 則							
この条例は、令和8年4月1日から施行する。							